

「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル（仮称）」の作成

1. 地方公共団体の環境配慮契約取組実態調査

地方公共団体の環境配慮契約の実施状況を調査し、今後の環境配慮契約の推進のための基礎資料とするため、平成 20 年度において「地方公共団体の環境配慮契約取組実態調査」を実施した。以下に、その概要の一部を示す。

表 1 地方公共団体における環境配慮契約への取組状況

規 模	環境配慮契約法の認知		契約方針の策定状況	
	内容を知っている	(存在自体を) 知らない	策定済み・策定予定・策定希望 (括弧内は策定済み)	環境配慮契約に取り組むかどうか わからない
都道府県・政令市	96.9%	0%	75.0% (18.8%)	23.4%
区 市	35.7%	22.9%	20.1% (1.4%)	78.8%
町 村	11.8%	48.0%	16.2% (1.3%)	82.8%
合 計	27.2%	34.2%	21.1% (2.3%)	77.9%

規 模	環境配慮契約の取組状況 (自動車の購入)		環境配慮契約に取り組む上での阻害要因			
	全庁的に取り組んでいる	取り組む予定がない	情報が少ない	組織の意識が低い	人的余裕がない	財政的な余裕がない
都道府県・政令市	10.9%	62.5%	35.9%	15.6%	40.6%	29.7%
区 市	2.1%	89.5%	46.8%	35.0%	35.9%	34.0%
町 村	1.2%	90.6%	50.2%	43.2%	37.6%	35.4%
合 計	2.1%	88.6%	47.9%	38.0%	37.0%	34.5%

○環境配慮契約法の内容を知っている団体は、全体で 27.2%となっている。団体の規模別にみると、都道府県・政令市においては 96.9%が内容を知っていると回答する一方、区市における認知度は 35.7%、町村における認知度は 11.8%であり、特に、法自体を知らない団体が区市で 22.9%、町村で 48.0%となっており、規模別に大きな差異がある

○契約方針の策定状況は、既に策定している割合は、全体で 2.3%であった。都道府県・政令市では 4 分の 3 が策定済みまたは今後策定予定となっているが、区市及び町村の約 8 割が環境配慮契約に取り組むかどうかわからないとしている

○取組に当たっての阻害要因は、情報が少ないとする回答が全体の約半数に当たる 47.9%、組織の意識が低いとする回答が全体で 38.0%、人的余裕がないとする回答が全体で 37.0%、財政的な余裕がないとする回答が全体で 34.5%などとなっている。特に、情報が少ない、組織の意識が低いとする回答は、団体の規模が小さいほど高い割合を示している

○以上からも、環境配慮契約の推進に当たって「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル（仮称）」の作成が極めて有効と考えられる

2. 「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル（仮称）」の作成

（1）作成に当たっての考え方

「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル（仮称）」（以下「導入マニュアル」という。）の作成に当たっては、次の3点を特に留意すべきポイントとする。

- ◇普及啓発にも活用可能な、わかりやすく具体的な導入マニュアルとすること
- ◇地方公共団体の地域性や規模に応じた導入マニュアルとすること
- ◇阻害要因とされている項目（情報、人、費用等）を考慮した導入マニュアルとすること

（2）導入マニュアルの内容

現時点における導入マニュアルの構成及び各項目の記載内容の考え方は、以下のとおりである。

地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル構成案

1 環境配慮契約の導入の意義

1-1 環境配慮契約の導入のメリット

- 環境配慮契約を導入することによるメリット（例えば、価格に加え環境性能を含めた総合的な評価によるコストと環境負荷低減の最適なバランスが得られること、「安かろう悪かろう」の排除等）とともに、地方公共団体に期待される環境配慮契約の牽引役としての役割を示す

1-2 環境配慮契約の阻害要因

- 地方公共団体に対するアンケート調査結果に示された、環境配慮契約の導入に当たっての阻害要因を分析するとともに、当該要因に関する解決方策を可能な限り盛り込んだマニュアルとするための考え方を示す

1-3 負担にならない環境配慮契約の導入

- 阻害要因として大きいと考えられる人の問題（マンパワー不足、事務量の増加）に配慮したマニュアルとするための考え方を示す

2 環境配慮契約の導入の背景

2-1 環境配慮契約法の背景とねらい

- 環境配慮契約法が成立した背景やそのねらいを、例えばグリーン購入法と趣旨等を比較するなどにより、わかりやすく説明するとともに、長期的な視点を含め、期待される効果について示す

2-2 環境配慮契約法のポイント

- 価格のみの競争から価格と環境性能が総合的に優れた調達への転換等、環境配慮契約法のねらいを踏まえそのポイントを示す

2-3 環境配慮契約における発注者の役割

→ 環境配慮契約法の成立の背景を踏まえ、公的機関の発注者としての役割を示す

3 環境配慮契約とは

3-1 地域別・規模別の環境配慮契約の考え方

→ 環境配慮契約を導入するに当たって、地方公共団体の地域性（電気事業者の供給区域、環境配慮型プロポーザル方式の技術提案項目等）及び規模（人的・財政的制約が想定）を考慮した環境配慮契約のマニュアルとする

3-2 市区町村向けの簡易型環境配慮契約

→ 例えば、発注体制が相対的に脆弱な市区町村については、発注体制が十分に整備されるまでの間、発注者にとって過重な負担とならないよう考慮した、簡易的な環境配慮契約の考え方を示す

4 環境配慮契約の取組のためのポイント

4-1 契約方針の作り方

→ グリーン購入法の調達方針に含めるなど、実際の契約方針の効率的な作り方と推進体制の整備方法を示す（契約方針については資料編のひな形参照）

4-2 負担にならないために（簡易型環境配慮契約の活用）

→ 上記3-2を踏まえ、可能な限り簡易化し、負担にならない環境配慮契約の方法を示す（様式等については資料編のひな形参照）

5 具体的な契約類型ごとの実践

5-1 電気の供給を受ける契約

5-2 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

5-3 省エネルギー改修事業に係る契約

5-4 建築物に関する契約

→ 個別の契約類型ごとの環境配慮契約の考え方、具体的な手続、方法等を示す

5-5 その他の環境配慮契約

→ 具体的な手続等を示している4つの契約類型以外の環境配慮契約についても実例を示し、可能であれば費用に関する情報も提供する

資料編

地方公共団体における先進事例と各種ひな形

→ 既に先進的な取組を実施している地方公共団体の事例を示し、個別の契約方針の策定に活用できるようにするとともに、地域性や団体規模に応じた複数の具体的な契約方針のひな形や実際の調達に必要な様式等のひな形を用意する